児童クラブ及び放課後子ども教室について

児童クフフ及び放課後子ども教室について		
名称	児童クラブ	放課後子ども教室
所管省庁	厚生労働省	文部科学省
目的	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	放課後に市内の各小学校の施設を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設けるとともに、地域住民等の協力を得て、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するために行う
対象学年	1~6年生	実施箇所により異なる(1~6年 生、4~6年生など)
活動日	月~金 授業終了後~18:30 土 8:30~18:00	実施箇所により異なる。月2~3 回、年平均20回程度(木曜日実 施)15:00~16:30
学校長期休 業中の実施	あり	なし
実施場所	校舎内 7箇所 児童館内 1箇所 学校敷地内の専用建物 7箇所 学校敷地外の専用建物 1箇所	実施箇所により、図書室、多目的 室、体育館、グラウンドなど
登録者数	2,076人 (31.4.1) 2,039人 (30.4.1)	619人(31年度当初) 532人(30年度当初)
従事者	嘱託職員 39人 臨時職員 112人	安全管理指導員 150人
利用料	5,000円/月 (要件により2,500円となる場合や免除となる場合あり) おやつ代 (おやつを出しているクラブに限り、実費相当額)	傷害保険料として800円/年 教材費として実費相当額
主な活動内 容	・本読みや目音の時間 ・外遊びの時間 ・DVDを観る時間 ・自由な時間(カードゲームで遊ぶ、自習の続きをする等) ※学校長期休業中には、ボランティアによる屋外観察、工作活動等も実施	・工作・クッキング・読書・読み聞かせ・ゲーム・外部講師による講座 他
課題	・申込者は原則全て受入しているが、市の条例で規定している面積基準以上の申込があった場合は待機となる。・一部の児童クラブでは施設が狭隘化・慢性的な従事者不足(処遇の改善も課題)・平日の19:00までの開設時間延長の要望があるが、以前の従事者アン・従事者の確保(処遇改善やボランラ	・指導員不足・開催回数は週1回が限度ティアの確保含む)
一体化の課 題	・場所の確保(現在は両事業がバラバラで実施しており、隣接もしていないため単純な統合が難しい場合が多い) ・メリットの明確化による利用者の理解の促進 ・実施体制の明確化	